

特別養護老人ホーム ふれあいの泉(指定介護予防短期入所生活介護)

サービス利用料金表

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要支援 I	要支援 II
併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I)	567円・1133円・1700円	703円・1406円・2109円

※左から1割負担・2割負担・3割負担：1日あたり

加算サービス名称	負担額/日	サービス内容 (算定要件)
② 提供体制加算(II)	18 単位/日	介護職員総数のうち、介護福祉士が60パーセント以上です。
③ 送迎加算	184 単位/片道	サービス利用に伴い送迎を行った場合。
④ 処遇改善加算 I	単位/日	(①+②(全ての利用者)+③(サービス利用時に送迎を行った場合))×0.083を計算した単位数を加算
⑤ 特定処遇改善加算	単位/日	(①+②+③(状態に応じて))×0.027を計算した単位数を加算
⑥ ベースアップ等支援加算	単位/日	(①+②+③(状態に応じて))×0.016を計算した単位数を加算

注：鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.83を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります(端数切り上げ)。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
食費	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	300円/日
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下)	600円/日
	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下)	1,000円/日
	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下)	1,300円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,700円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
居住費 (ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	820円/日
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下)	820円/日
	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下)	1,310円/日
	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下)	1,310円/日
	第4段階	上記に該当しない方	2,720円/日

1日あたりご利用料金

減額段階	減額要件	要支援 I	要支援 II
第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	1,993 円/日	2,145 円/日
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下)	2,293 円/日	2,444 円/日
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下)	3,182 円/日	3,334 円/日
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下)	3,277 円/日	3,424 円/日
第4段階	いずれにも該当しない方	5,305 円/日	5,459 円/日
第4段階 (2割)	年収が1人暮らしで280万円以上340万未満、夫婦で346万円以上463万未満の方	6,189 円/日	6,496 円/日
第4段階 (3割)	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	7,074 円/日	7,537 円/日

* この料金には、個別に加算されるサービス料金は含まれていません。

* 食費の内訳 朝食… 490円 昼食… 580円 夕食… 570円 おやつ…60円